

入札説明書共通事項
(神戸市建設コンサルタント等業務一般競争入札用)

- ・この入札説明書共通事項（以下「共通事項」という。）は、神戸市が締結する建設コンサルタント等業務に係る請負契約の入札にあたって共通となる事項を示します。
- ・個別の入札公告兼入札説明書又は入札説明書（以下「入札説明書」という。）の記載と、共通事項の記載に相違がある場合は、個別の入札説明書の記載が優先します。
- ・入札説明書の内容に変更がある場合は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）及び電子入札システムの神戸市ページ（以下「神戸市電子入札サイト」という。）の当該案件ページにてお知らせしますので、適宜ご確認ください。

（入札方式の定義について）

- ・「事後審査型制限付一般競争入札」とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 4 条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を除く、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定により資格を定めて行う入札のうち、入札参加資格の審査を開札の後に行う一般競争入札をいいます。
- ・この共通事項は、事後審査型制限付一般競争入札を対象とします。その他の入札を実施する場合は、個別の入札説明書により示します。

（入札手続きに使用する様式について）

- ・入札手続きに使用する様式は、個別の入札案件に応じて、次の(1)～(4)を使用します。
 - (1) 資本関係・人的関係調書（様式第 4 号）
 - (2) 業務実績調書（様式第 5 号）
 - (3) 質疑回答書（様式第 7 号）
 - (4) 入札無効通知書（様式第 8 号の 2）

・入札に付する事項

履行期限	原則、契約締結の翌日から履行期限までとする。ただし、仕様書等に定めがある場合はそれに従う。
前払金	(1) 原則、請負金額の 3 割以内の額を支払う。 (2) 債務負担行為による契約の場合は、原則、各会計年度の出来高予定額の 3 割以内の額を支払う。 (3) 予算繰越措置を伴う契約の場合は、原則(1)と同様の取り扱いとする。 (4) (1)～(3)と支払方法が異なる場合は、個別の入札説明書又は仕様書等に記載する。
本業務と関連する随意契約の予定	本業務と関連する随意契約の予定が「有」の場合、当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定があることを示す。詳細は仕様書等にて示す。
低入札価格調査制度の適用有無	(1) 低入札価格調査制度の適用有無が「有」の場合 低入札価格調査制度の適用対象であり、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。また、失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格とする。 (2) 低入札価格調査制度の適用有無が「無」の場合 最低制限価格制度の適用対象であり、最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。 (3) 調査基準価格及び最低制限価格の算出方法は、「工事請負契約等に係る最低制限価格等の算出方法について」（平成 20 年 9 月 26 日行財政局長決定）を確認すること。なお、失格基準価格の算出方法は、低入札価格調査制度を適用する案件を実施する際に、個別の入札説明書に示す。
その他	その他、個別に定める事項、通知する事項がある場合はここに示す。

・入札に関する事務を担当する部局の名称

部局の名称	神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）
所在地	郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 1 号館 2 階
電話番号	078-322-5147
電子メールアドレス	nyusatu-consultant@city.kobe.lg.jp

・入札に必要な書類を示す場所

神戸市電子入札サイト及び契約監理課

・入札説明書の交付に関する事項

交付場所	神戸市電子入札サイト
交付期間	公告又は公表の日から電子入札による提出の場合の入札最終日時まで
交付方法	各自ダウンロードすること。

・入札に参加する者に必要な資格

(1) 形態に関わらず必要な資格

神戸市の入札参加資格	開札日及び落札決定の日において、神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
指名停止	開札日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
経営状況	開札日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
暴力団等の排除	開札日において、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(2) その他事項を資格としている場合

所在地	(1) 神戸市内に本店を有するとは、開札日において、登記上の住所の本店が神戸市内にあることをいう。 (2) 神戸市内に営業中の支店・営業所を有するとは、開札日において、(1)の神戸市内に本店を有するに該当せず、かつ神戸市内に営業中の支店・営業所を有することをいう。
業務区分	開札日において、有効な神戸市物品等競争入札参加資格において「建設コンサルタント等業務 希望業種区分コード表」の中から登録を希望した業務区分をいう。
その他	「本市業務成績による入札制限」 個別の入札説明書の「入札に参加する者に必要な資格」において、「共通事項の本市業務成績による入札制限の条件を満たすこと。」と記載がある場合は、開札日において「契約監理課等発注業務」を履行している者（落札決定後契約前である場合も含む。）は、次の(1)～(2)の条件を全て満たす必要がある。なお、開札日において「契約監理課等発注業務」を履行していない者は、この制限を適用しない。 (1) 「入札説明書において個別に指定する日」から開札日の 14 日前までに、完成検査に合格した「契約監理課等発注業務」があること。 (2) (1)の期間に完成検査に合格した「契約監理課等発注業務」の業務成績の平均点が 60 点以上であること。 ※「契約監理課等発注業務」とは、建設コンサルタント等業務に係る請負契約であって、契約監理課・神戸市水道局経営企画課・神戸市交通局経営

	<p>企画課において入札又は契約した業務とする。ただし次のア～イを除く。</p> <p>ア 単価契約業務</p> <p>イ 建設コンサルタント等業務以外の業務と一括して調達手続を行った建設コンサルタント等業務（契約監理課において入札又は契約した業務を除く）</p> <p>※共同企業体の構成員として履行した業務については、業務成績の平均点の算定に含めるが、履行している業務とはみなさない。</p>
--	--

・設計図書等の閲覧、貸与及び質疑

(1) 設計図書等の閲覧、貸与

閲覧・貸与方法	神戸市電子入札サイトに、電子入札による提出の場合の入札最終日時まで掲載するので各自ダウンロードすること。
注意事項	契約に至らなかった者は、貸与した設計図書を速やかに破棄又は削除すること。

(2) 設計図書等に関する質疑

受付期間	個別に指定する日時まで
対象者	この入札に参加を希望する者。
質疑方法	電子メールにより契約監理課に質疑回答書（様式第7号）を、件名に「【質疑回答書】業務名（事業者名）」と記載のうえ、Word ファイルで添付して送信し、送信後、契約監理課まで電話にて到達確認を行うこと。なお、指定した方法、様式以外で、質疑回答書を送付した場合は、その質疑への回答は行わない。
回答方法	電子入札による提出の場合の入札日第1日目の前日（本市の休日を除く。）までに、神戸市電子入札サイトの当該案件ページに質疑回答書を掲載する。なお、質疑回答書は仕様書の追補とみなし、設計図書における優先順位第一位とする。

・入札の日時及び場所等

(1) 電子入札による提出の場合

入札日時	第1日目 個別に指定する日 午前9時から午後8時まで 第2日目 個別に指定する日 午前9時から午前10時まで
提出場所	電子入札システム
提出方法	電子入札システムより入札書を提出すること。提出後、入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票を確認し、印刷、保存すること。なお、入札書の提出をもって、入札参加申請とする。
内訳書の提出	<p>(1) 「必要」の場合</p> <p>電子入札システムより入札書の提出時に、積算の内訳書を添付書類として提出すること。</p> <p>なお、入札書の提出期間中に、積算の内訳書の提出がない場合又は積算の内訳書と入札価格が異なる場合は、入札を無効とする。</p> <p>(2) 「不要」の場合</p> <p>入札書のみ提出を行うこと。</p>

(2) 紙入札による提出の場合

入札日時	<p>(1) 持参の場合</p> <p>入札価格による開札日の当日 午前9時から午前10時まで</p> <p>(2) 郵送の場合</p> <p>電子入札による提出の場合の入札日第1日目の午後5時まで</p>
------	---

	(本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局(文書担当)に到着していること。)
提出場所	契約監理課
提出方法	(1) 持参の場合 入札書を所定の入札用封筒に入れ封緘し、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、契約監理課窓口に提出すること。 (2) 郵送の場合 入札書を所定の入札用封筒に入れ封緘し、さらに別の封筒(様式は自由)に入れ、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、契約監理課に書留郵便で送付すること。
内訳書の提出	(1) 「必要」の場合 持参、郵送いずれの場合も、契約監理課に積算の内訳書を入札用封筒に同封して提出するか、電子メールで提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名に「【積算内訳書】業務名(事業者名)」と記載し、添付して送信すること。送信後に電話により到達確認を行うこと なお、入札書の提出期間中に、積算の内訳書の提出がない場合又は及び積算の内訳書と入札価格が異なる場合は、入札を無効とする。 (2) 「不要」の場合 入札書のみ提出を行うこと。

- (3) 入札は電子入札システムにより行ってください。紙入札は原則認めません。ICカードの有効期限切れに伴う紙入札は認めません。有効期限内に間に合うよう余裕をもって更新してください。ただし、やむを得ない事情があり、かつ事前に契約監理課が認める場合に限り、紙入札による提出を認めることがあります。なお、提出期間、提出書類については、(2)紙入札による提出の場合に準じますが、その他、個別に契約監理課が指定することがあります。
- (4) 入札書に記載する金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 内訳書の提出について
入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めている場合、入札書提出時に内訳書を添付してください。入札期間中に内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とします。また、内訳書の合計金額(消費税相当額を除く。)と入札金額が異なる場合も入札を無効とします。なお、内訳書について、提出書類の不足又は錯誤がある場合は、入札書の提出期間中に限り、追加の提出又は差し替えを認めますので、契約監理課に電子メールで提出し、電話にて到達確認を行ってください。提出される積算の内訳書は、入札金額の内訳が分かるものとしてください。
- (6) 入札金額の積算について
入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金以上の賃金を支払うことを踏まえた金額としてください。
- (7) 入札の手続における交渉はしません。
- (8) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (9) 入札後に入札参加者の責めにより契約を辞退した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となります。ただし、低入札価格調査制度の適用対象において、所定の期間内に調査辞退届を提出した場合を除きます。

・入札保証金に関する事項

- (1) 発注者が神戸市長の場合

- 神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）第 7 条第 2 号の規定により免除します。
- (2) 発注者が神戸市水道事業管理者の場合
神戸市水道局契約規程（昭和 39 年 4 月水道管理規程第 9 号）第 12 条第 2 号の規程により免除します。
- (3) 発注者が神戸市交通事業管理者の場合
神戸市交通局契約規程（昭和 51 年 8 月交規程第 15 号）第 7 条第 2 号の規定により免除します。
- (4) 発注者が(1)～(3)以外の場合
入札保証金は免除します。

・入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
 - (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (3) 積算の内訳書の提出を求めている場合、入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき、又は内訳書の合計金額（消費税相当額を除く。）と入札金額が異なるとき。
 - (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
 - (5) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をしたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- また紙入札による場合は、(1)～(6)に加え、次の各号に該当する場合も入札を無効とします。
- (7) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
 - (8) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
 - (9) 入札書に記名がないとき。
 - (10) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。
 - (11) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (12) 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
 - (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

なお、「(5)入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をしたとき。」は、次の内容を示します。

この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効としない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

<p>(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

・開札の日時及び場所等

(1) 入札価格による開札

開札日時	個別に指定する日 午前10時30分
開札場所	契約監理課
開札結果の通知	電子入札システムにより行う。

(2) 再入札に関する事項

再入札の有無	<p>(1)「有」の場合</p> <p>入札価格による開札において落札者又は落札候補者となるべき者がなく、当初の入札において予定価格を上回る入札をした者がある場合に、再入札を1回に限り実施する。再入札の対象者には、再入札通知書を電子入札システムにより発行し通知する。</p> <p>(2)「無」の場合</p> <p>入札価格による開札において落札者又は落札候補者となるべき者がいない場合は、再入札を実施せず、入札を取止めする。</p>
再入札の対象者	当初の入札において予定価格を上回る入札をした者。
再入札の日時	<p>(1) 電子入札システムによる提出の場合</p> <p>入札価格による開札日の当日 午後2時まで</p> <p>(2) 紙入札による提出の場合</p> <p>(1) 電子入札システムによる場合と同じ。なお、入札は持参に限る。</p>
再入札の方法	当初の入札と同じ。積算の内訳書の提出は不要とする。
開札日時	入札価格による開札日の当日 午後2時
開札場所	契約監理課
開札結果の通知	電子入札システムにより行う。
その他	<p>(1) 再入札を行う場合には、予定価格を上回る入札をした者のうち最低入札者の入札金額及び予定価格をあらかじめ対象者に電子入札システムにより通知する。なお、予定価格は再入札通知書の理由欄に記載する。再入札によっても落札者又は落札候補者となるべき者がいない場合は、入札を取止め不調打切とする。</p> <p>(2) 紙入札による者は、再入札通知書の通知を受領してから、再入札の日時までに契約監理課にて入札書の交付（ただし、本市の休日及び正午から午後1時を除く。）を受けたうえで、入札書を契約監理課に再入札の日時に提出すること。なお、入札書の交付を受けなかった場合及び入札書の提出がない場合は、再入札を辞退したものとみなす。</p>

(3) 開札結果の通知

開札結果に応じて次のとおり通知します。なお、通知を受けた者は、通知の内容を確認し、印刷、保存してください。

- ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
 - イ 再入札を実施する場合 「再入札通知書」
 - ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
- (4) 開札には契約監理課の職員が立ち会います。なお、開札は電子入札システムで行うため、入札をした者の開札への立ち会いは不要です。
- (5) 開札は開札日時に行いますが、他の案件と併せて順次行うため、開札日時の直後には開札が実施されない場合があります。
- (6) 低入札価格調査に係る調査基準価格未満で入札した者が落札者となるべき者になる場合は、低入札価格調査手続要綱第7条に係る資料の提出を求めます。具体的な提出資料は、個別の入札説明書等で示します。なお、入札価格による開札時又は再入札の開札時に、指定する期限までに、低入札価格調査の調査辞退届を提出したものに限り、低入札価格調査の辞退を認めることとします。その場合の当該入札は無効として扱い、指名停止措置は致しません。
- (7) 紙入札による者には、開札結果をFAX、電子メール、郵送等指定の方法により通知します。

・落札候補者の決定の方法

開札後、落札候補者の決定を次のとおり行います。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。
ただし、最低制限価格制度を適用する場合は最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とします。
なお、入札価格による開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定します。
- (2) 入札価格が予定価格を上回る場合は失格とします。ただし、再入札を行う場合はこの限りではありません。
- (3) 開札後に、落札候補者がある場合は保留通知書に落札候補者を記載して、電子入札システムより入札参加者に通知します。

・入札参加資格確認資料等の提出

提出期限	開札日の翌日（本市の休日を除く。）午前10時まで
提出書類	<p>(1) 提出書類の様式は神戸市ホームページからダウンロードすること。</p> <p>(2) 「資本関係・人的関係調書」（様式第4号）の提出を求めている場合 契約監理課に電子メールにより提出すること。なお、申請者の過失により、記載事項に重大な誤りがあった場合は、提出期限内に申出を行うこと。これに違反した場合は神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(3) 「業務実績調書の内容が確認できる書類」の提出を求めている場合 原則として契約書の写し及び設計図書等の写しを提出すること。原則、契約監理課に電子メールにより提出すること（ただし、やむを得ない事情がある場合は、持参又は郵送による提出も認める）。</p>
提出方法	<p>(1) 書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。</p> <p>(2) 提出された書類は返却しない。</p> <p>(3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は入札参加資格を有するとの認定を取り消し、また神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(4) 電子メールにより提出する場合は、件名に「【入札参加確認資料】業務名（事業者名）」と記載のうえ、添付して送信すること（ファイルが複数ある場合は1つのフォルダに入れてZIP形式に圧縮すること）。送信後に電話により到達確認を行うこと。持参又は郵送により提出する場合は、全ての書類を1通の封筒に入れ、封緘し、封筒に業務名、事業者名、書類名を記載して提出すること。</p>

・事後審査及び落札者の決定の方法

落札候補者の入札参加資格の審査及び落札者の決定は次のとおり行います。

- (1) 落札候補者に対する入札参加資格の審査は、開札後、提出された書類により行います。なお、必要に応じて、落札候補者に対して書類の内容確認や、追加書類の提出を求めることがあります。正当な理由なくこれらの確認や提出の指示に応じないときは、入札参加資格がないものとして入札を無効とします。
- (2) 審査の結果、当該落札候補者について、入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者と決定します。ただし、低入札価格調査制度の適用対象であり、落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る場合、低入札価格調査手続要綱に基づき調査を実施し、その者を落札者としなないことがあります。
- (3) 審査の結果、当該落札候補者について、入札参加資格がないと認めるときは、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者として保留通知書を発行したうえで、入札参加資格の審査を行います。以後、落札者が決定するまで同様の手続により審査を行います。なお、落札候補者がいなくなった場合は、入札を取止めます。
- (4) (3)により入札を無効とした者には、入札無効通知書（様式第8号の2）の郵送をもって通知します。入札無効の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から5日以内に、市長に対して入札を無効とした理由の説明を書面により請求することができます。請求を受けた日の翌日から5日以内に、請求をした者に書面により回答します。
- (5) 落札候補者とならなかった入札者については、入札参加資格の審査は行いません。
- (6) 事後審査による落札決定は、開札日の翌日から起算して、原則3日以内（本市の休日を除く。）に行います。ただし、低入札価格調査等を実施する場合は除きます。

・契約等に関する事項

- (1) 契約に関する事務を担当する部局
 - ア 発注者が神戸市長の場合
契約監理課
 - イ 発注者が神戸市水道事業管理者の場合
郵便番号 650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号 神戸市水道局総合庁舎4階
神戸市水道局経営企画課（電話番号 078-381-7853）
 - ウ 発注者が神戸市交通事業管理者の場合
郵便番号 652-0855 神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル3階
神戸市交通局経営企画課（電話番号 078-984-0104）
 - エ 発注者がア～ウ以外の場合
契約監理課にお問い合わせください。
- (2) 契約条項を示す場所
 - (1) 契約に関する事務を担当する部局と同じ。
- (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 契約の手続における電子情報処理組織の使用に関する事項
電子契約による契約の手続が可能な場合、入札参加資格確認資料等の提出書類に、電子契約システム利用確認書を記載していますので、電子契約を希望する場合は、同確認書を提出書類とあわせて提出してください。
- (5) 契約書の作成に関する事項
落札後、契約の締結に当たっては契約書の作成を要します。落札者は速やかに契約に関する事務を担当する部局で契約書類等を受領し、落札決定の日の翌日を起算として10日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続をしてください。10日以内に所定の契約手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となります。
- (6) 契約保証金に関する事項
契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、特定調達契約に係る一般競争入札による契約及び低入札価格調査を経た契約は、契約金額の100分の10以上の額とし

ます。なお、神戸市債若しくは国債の提供、又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結、又は公共工事履行保証証券のよる保証を行った場合は、契約保証金の納付は免除します。なお、保証を証する書面の提出に代えて、電磁的保証の提出でも構いません。

なお、本項について、発注者が神戸市長、神戸市水道事業管理者及び神戸市交通事業管理者のいずれでもない場合は発注者に取り扱いを確認してください。

(7) 担保期間に関する事項

担保期間は、設計図書において定められた期間とします。

ただし、低入札価格調査を経た契約については、担保期間は、原則として設計図書において定められた期間の2倍の期間とします。

(8) 社会保険加入に関する事項

受注者には、社会保険（下記①～③をいう。）の適用に関し、適正に加入（届出）していることを求めます。適正に加入（届出）がなされていないことが判明した場合には、神戸市の契約約款に基づく違約金の徴収などの措置がなされるほか、契約を解除する場合があります。

① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出

② 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

③ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

(9) 入札にあたって談合行為等（神戸市製造その他請負契約約款記載の「談合その他の不正行為に対する措置」の条第 1 項各号の規定による乙の違法行為をいう。）を行い、契約を締結したことが判明した場合は、同条の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。

様式第4号

令7.4.1

資本関係・人的関係調書

年 月 日

神戸市長あて
所在地

商号又は名称

代表者又は
受任者名

入札参加申請日現在における、資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

【*1】

資本関係（自社の会社法上の親会社等の状況）

① 親会社等【*3】の有無	有 ・ 無
親会社等の名称 (複数ある場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、又は別紙で提出すること。	
② 子会社等【*4】の有無	有 ・ 無
子会社等の名称 (複数ある場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、又は別紙で提出すること。	
③ ①に記載した親会社の他の子会社等（自社を除く）	有 ・ 無
他の子会社等の名称 (複数ある場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、又は別紙で提出すること。	

人的関係（自社役員等【*2】の兼任状況）※該当する役員等がいる場合のみ記入ください。

自社役員等の役職及び氏名 (複数いる場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、 又は別紙で提出すること。	役員等を兼任している会社の商号又は 名称、及び兼任している会社における役職 (複数ある場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、又は別紙で提出すること。

- 【*1】 入札参加形態が単独企業の場合は当該会社について記入。共同企業体の場合は当該共同企業体の構成員（代表者を含む）ごとに調書を作成する。
- 【*2】 入札説明書共通事項の「入札の無効に関する事項」(5)「入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をしたとき。」の「イ 人的関係」に規定する役員及び管財人をいう（監査役、執行役員は含まない）。また、個人の場合は代表者をさす。
- 【*3】 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
- 【*4】 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

様式第5号

令7.1.1

業務実績調書

年 月 日

神戸市長 へ

所在地

商号又は名称

代表者又は
受任者名

次のとおり、入札説明書に明示された業務を履行しておりますので、その内容が確認できる書類とともに届け出ます。

業務名		業務名	
発注者		発注者	
履行場所		履行場所	
請負金額		請負金額	
履行期限		履行期限	
履行した 構成員(*)		履行した 構成員(*)	
受注形態	単体・共同企業体(出資比率 %)	受注形態	単体・共同企業体(出資比率 %)
業務内容等		業務内容等	

入札に参加する者に必要な資格として求めている業務実績が1種類の場合は、1件記入するのみでよい。

(*) 共同企業体で入札参加申請をする場合で、業務実績が一部構成員のものである場合にのみ記入。

神行契第 号
年 月 日

入札無効通知書

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○

下記業務に係る入札は無効となりましたので、通知します。

記

- 1 業務名
- 2 入札を無効とした理由